

水洗便所設置費 助成金のご案内

公共下水道処理区域内において、生活保護世帯や世帯全員の市民税が非課税の世帯に対し、既設のトイレを公共下水道管に接続して水洗トイレに改造するために要する費用を助成するものです。

区分	第一種助成	第二種助成
助成額	工事費の全額	25万円を限度に、工事費の1/2の額（千円未満切り捨て）
助成対象者	自己が居住する建築物の所有者で、生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助受給者 ※ 土地が借地の場合には、土地所有者の同意を得ていることが必要です。	自己が居住する建築物の所有者で、世帯構成員全員（世帯分離の場合も含む）の市民税が非課税である方 ※ 土地が借地の場合には、土地所有者の同意を得ていることが必要です。

【対象工事】 水洗トイレに改造するための工事で、市長が認めたもの。

- ① 改造するために必要な最小限の工事。
- ② 最も安価となる工法、設備を使用すること。



【申請手続き】

水洗便所設置費助成金申請書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

なお、申請手続きは、さいたま市下水道排水設備指定工事店に委任することができます。

(注意) 助成金の申請は排水設備確認申請と併せて、工事の着工前に行ってください。

また、工事は助成が決定されてから着工してください。

【添付書類】

区分	第一種助成	第二種助成
生活保護受給証明書	○	-
土地と建物の所有を証明できる書類の写し	○	○
世帯全員記載の住民票の写し	-	○
世帯構成員全員の市民税の非課税証明書	-	○
見積書	○	○

○指定工事店に、事務手続きを委任する場合には、委任状を提出してください。

※申請書（押印が必要な場合）及び委任状への押印は認めでも結構です。

※土地が借地の場合には、土地所有者の同意を得ていることが必要です。

【各種通知】 市からの各種通知は、指定工事店に手続きを委任したときは、指定工事店に送付します。

【助成額決定】 工事が完成し、市の完了検査に合格しますと、助成額が決定し、水洗便所設置費助成金交付決定通知書を指定工事店を通じてお渡しします。（指定工事店に手続きを委任した場合）

【資金交付】 申請人に交付します。

【注意事項】 助成を受けて改造した水洗便所のある建築物を、貸したり、譲渡する等の場合には、下水道管理課までご連絡ください。助成後一定期間内でのそのような行為には、市長の承認が必要であり、これに反しますと助成金を返納していただくこともあります。